

令和 8 年度 事業計画

I. 特別養護老人ホーム部門

心花春・シーサイド湯河原

1. 基本方針

介護分野における生産性向上への取組を推進するとともに、職員教育の充実、医療連携および災害対策の強化を図り、安定した稼働率の確保と持続可能な施設運営体制の確立を目指す。

2. 重点取組事項

(1) 生産性向上および ICT 化の推進

- 心花春において、両施設に先駆けて全床見守りセンサーを導入する。
 - 長年更新していなかった居室コール設備を更新する。
 - 職員同士の連絡ツールとしてインカムを導入する。
 - 既存の介護記録ソフトおよび見守り機器の有効活用、業務プロセスの見直しを進める。
 - 上記 IT・ICT 化による業務効率化と生産性向上を推進する。
 - 生産性向上推進体制加算の算定を順次開始する。
 - シーサイドにおいては、心花春での導入状況および効果を参考に、令和 9 年度以降の導入に向けた準備を行う。
-

(2) 職員教育の充実

- 従来の施設内法定研修に加え、ベネッセスタイルケアの「carehint」を導入する。
 - 上記により両施設における介護技術および知識の標準化をさらに進める。
-

(3) 稼働率の向上・維持

- 多床室(心花春)と個室(シーサイド湯河原)という両施設の特色を活かし、異なるニーズにも法人全体で対応できる強みを発揮する。
 - 両施設間の連携を強化し、空床期間の短縮を図り、稼働率の向上および維持に努める。
-

(4) 医療連携の強化

- ・ 協力医療機関との関係をより強化する。
 - ・ 隣接自治体に所在する病院との関係構築を進め、入退院調整の円滑化及び入所利用希望者の確保を図る。
-

(5)災害対策の強化

- ・ BCP の実効性向上を図るとともに、訓練を継続実施する。
- ・ 地域との連携を深め、福祉避難所機能の充実を図り、事業継続体制を強化する。

Ⅱ．在宅系サービス部門(短期入所・通所介護)

心花春・シーサイド湯河原

1. 基本方針

社会福祉法人が提供する、地域における在宅生活を支えるサービスとして、緊急対応力と柔軟な受入体制を強化し、稼働率の向上と安定した事業運営の確立を目指す。

2. 重点取組事項

(1)緊急利用および困難事例への対応

- ・ 介護者や家族の入院等による緊急利用に柔軟に対応する。
 - ・ 他事業所では対応できない送迎困難地への対応を継続する。
 - ・ 地域の困難事例への対応を通じ、社会福祉法人として地域のセーフティネット機能を果たす。
-

(2)サービス間連携の強化

- ・ 通所介護と短期入所間での情報共有を徹底する。
 - ・ 両施設間でも情報共有を行い、利用者に切れ目のないサービスを展開する。
 - ・ 多床室(心花春)と個室(シーサイド湯河原)という両施設の特色を活かし、異なるニーズにも法人全体で対応できる強みを発揮する。
-

(3)稼働率向上と地域連携の強化

- ・ 稼働率の向上を重点課題とし、安定した事業運営を目指す。

- 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、協力医療機関およびその他医療機関との連携を強化する。
 - 利用調整の迅速化と、従来からの強みである柔軟な受入体制により、安定的な利用確保を図る。
-

(4)在宅生活継続支援および災害対策

- 利用者が住み慣れた自宅での生活を継続できるよう、個別ニーズに応じた柔軟なサービス提供を継続する。
 - 特養同様に災害対策体制を整備し、BCPの実効性向上と訓練の継続を図る。
 - 災害発生時にも速やかなサービス復旧と福祉避難所機能を発揮できるよう体制を強化する。
-

3. 総括

以上の取組を着実に推進することにより、安定した稼働率の確保と、社会福祉法人として持続可能なサービス運営体制の確立を目指す。

Ⅲ. 公益事業部門

浜辺の診療所

1. 基本方針

保健医療の在り方が移行期にある今、疾患や生きづらさを抱える方々が安心して暮らし続けられる診療所を目指します。

“診察”という医療提供にとどまらず、健やかな生活に役立つ情報発信や、診療所の外での交流の場を育み、日々の困りごとを気軽に共有できる地域の拠りどころをつくっていきます。

2. 重点取組事項

(1) 安心できる医療提供

- ・疾患だけでなく“人”と向き合う全人的医療の実践。
- ・特定健診をはじめ、病気の予防や健康維持に向けた取組みの推進。

(2) 情報発信

- ・ホームページでのコラム発信による、わかりやすい健康情報の提供。
- ・インターネットを利用しない方に向けた「浜辺だより」の継続。

(3) 地域との交流

- ・診療所スタッフによる健康講座の開催を通じた、地域とのつながりづくり。
-

3. 総括

社会保障制度が転換期を迎え、医療の在り方が今後も変化していく中で、地域住民の不安を軽減し、安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。

スタッフ一同、福祉の原点を踏まえ、人に寄り添う姿勢を重視した診療所運営を推進します。

Ⅳ. 令和 8 年度 研修計画

予定月	研修内容	対象	研修担当
4 月	事業計画 倫理・法令遵守に関する研修	全職員	施設長
5 月	事故の発生、予防、再発防止に関する研修 緊急時の対応に関する研修	全職員	事故防止及び再発防止担当者
6 月	感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止に関する研修（BCP 関連含む）	全職員	感染症予防委員
7 月	認知症、認知症ケアに関する研修 プライバシーの保護	全職員	認知症介護リーダー研修 修了者
8 月	身体拘束の廃止の取り組みに関する研修 高齢者虐待防止、関連法含む虐待防止に関する研修	全職員	施設長 高齢者虐待防止及び身体 拘束廃止担当者
9 月	非常災害時の対応に関する研修（BCP 関連含む）	全職員	防火管理者
10 月	ターミナルケア（終末期医療）に関する研修 精神的ケアに関する研修	全職員	配置医師 協力医療機関
11 月	感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止に関する研修（BCP 関連含む）	全職員	感染症予防委員
12 月	事故の発生、予防、再発防止に関する研修 緊急時の対応に関する研修	全職員	事故防止及び再発防止担当者
1 月	医療に関する研修（褥瘡予防含む） 介護技術研修	全職員	看護師 介護主任 機能訓練指導員
2 月	身体拘束の廃止の取り組みに関する研修 高齢者虐待防止、関連法含む虐待防止に関する研修	全職員	施設長 高齢者虐待防止及び身体 拘束廃止担当者
3 月	ハラスメントに関する研修	全職員	施設長

階層別研修

研修内容	対象	研修担当
新規採用研修	入職１年以内の職員	施設長他、各職種
中間層研修 （人材育成、介護現場における OJT 等）	フロアリーダー及び経験年数３年以上の職員	施設長、介護主任
管理職研修	施設長他、役職者	理事長

その他、外部研修には随時派遣する。